

市長意見の提出状況

(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書 (再手続版)

- 1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域
木更津市、市原市、袖ヶ浦市
- 2 市長意見について
意見有り (別添参照)

木環政第1727号

令和7年2月20日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

木更津市長 渡辺 芳邦



(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価
準備書(再手続版)に対する木更津市長の意見について(回答)

令和6年12月4日付け環第9-5-6号で照会のありましたこのことについて、別紙のとおり提出いたします。

担当

木更津市環境部環境政策課
政策係

電話：0438-36-1442

FAX：0438-30-7322

E-mail：kankyou@city.kisarazu.lg.jp



(仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書(再手続版)
に対する木更津市長の意見

1 全般

- (1) 対象事業実施区域周辺には同種の事業場が既に集中しているため、総合的な環境への影響を可能な限り回避・低減するよう努めること。
- (2) 環境保全措置について、全ての項目で「効果の不確実性がない」とされていますが、その根拠に基づき事後調査を行わないとされていますが、慎重に検討する必要があると考えます。同規模の火力発電所での空気冷却方式の実績が少ないことから、環境監視計画だけで十分であるとは思われないため、不確実性を再検証し、必要な事後調査を実施するよう望みます。

2 水質関係

- (1) 工事中の排水について、一部が袖ヶ浦終末処理場を経由せず、道路側溝などを通じて公共用水域へ直接放流される計画となっています。この際、重機などからの油分が雨水に混入しないよう、適切な水質管理を徹底すること。また、油分を含む排水が公共用水域へ流出した場合は、速やかに関係機関へ連絡し、適切に対応すること。

3 大気関係

- (1) 対象事業実施区域周辺では、一部の大气汚染物質が環境基準を超えており、毎年、光化学スモッグ注意報が発令されています。このため、工事期間中の車両運行や建設機械の稼働、施設稼働後の排ガス対策を含め、適切な環境保全措置を講じること。

4 騒音、振動関係

- (1) 木更津市内を通過する工事中および工事後の車両による騒音や振動を低減するため、適切な環境保全措置を実施すること。

5 地球温暖化対策

- (1) 国は2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする目標を掲げています。この目標達成に向け、施設稼働後も最新技術の動向を注視し、その採用を検討することで排出削減に努めること。
- (2) 現在、国の次期エネルギー基本計画が審議中であり、発電所建設前に策定される見込みです。この計画に基づき、本事業の2050年カーボンニュートラルに向けたロードマップを示し、中長期的な脱炭素化を計画的に進めること。

市環管第3636号

令和7年2月21日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

市原市長 小出 譲治



(仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書(再手
続版)について(回答)

令和6年12月4日付け環第956号にて照会のありました件について、別紙のとおり回答します。



(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画 環境影響評価準備書 (再手続版) について (回答)

市 原 市

この計画は、株式会社千葉袖ヶ浦パワーが、袖ヶ浦市中袖の出光興産株式会社所有地において、天然ガスを燃料とするガスタービン燃焼温度 1,650℃級のコンバインドサイクル発電方式 (出力 195 万 kW) の設備を設置するものです。

新設する発電設備は、最新の高効率で水素混焼も可能なガスタービンコンバインドサイクル発電方式を採用することで、可能な限り二酸化炭素の排出低減に努めつつ、更に再手続版では復水器の冷却方式を海水冷却から空気冷却に変更することで、海域への影響を極力低減するとしています。

一方で、当該事業実施想定区域周辺には、住居、特別養護老人ホーム、学校、病院等があり、火力発電所の建設及び稼動にあたっては、環境影響についてできる限り回避、低減を図る必要があります。また、自然災害等に起因する事故も懸念されているところです。

したがって、安全性の確保、環境負荷のより一層の回避及び低減を図るための措置が講じられ、周辺住民等からの理解を得ることができる事業としていただくため、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 総括的事項

事業の実施に当たっては、環境保全措置及び環境監視計画を確実に実施するとともに、より一層の環境影響の回避・低減に努めること。

2 各論

(1) 大気質について

大気環境への影響を低減するため、排出ガスの監視を行うとともに、排煙脱硝装置等の処理施設の維持管理を適切に行うこと。

(2) 騒音について

工事中の主要な交通ルートは市原市内の県道を通行する計画としており、対象の県道は交通量が多く等価騒音レベルが高いことから、近隣民家への影響を可能な限り低減するよう配慮すること。

(3) 空気冷却復水器の温風の影響について

環境監視計画のとおり気温の測定を行い、運転開始前後の温度比較を行うこと。
また、温度比較の結果、想定以上の温度差が出た場合には、その原因を調査し、解消に努めること。

(4) 掘削に伴う発生土について

掘削に伴う発生土について、適正に処分すること。
また、発生土を埋め戻しに利用するため保管する場合には、流出や飛散の無いよう十分に対策を講じること。



袖環第3968号
令和7年2月21日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩



(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書
(再手続版) に対する意見について (提出)
令和6年12月4日付け環第956号で照会のありました標記の件について、別添
のとおり提出いたします。



(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書
(再手続版) に対する意見

本事業は、安価かつ環境負荷の少ない電気を安定供給することを目的に、天然ガスを燃料とする高効率なコンバインドサイクル発電設備（合計出力195万kW）を新たに設置する計画であるが、火力発電所は多量の大気汚染物質や温風等を排出するものであり、既に、対象事業実施区域の近隣の工場には大規模なばい煙発生施設が複数稼働し、光化学スモッグが発生しやすい地域であることに加え、施設から約1キロメートルの距離には住宅地が存在し、多くの住民が日常生活を営んでいることから、生活環境への影響を最小限にしなければならない。

また、国を挙げて2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現に向けた取組が求められている。

そのため、事業者は地域の特性を鑑み、事業の実施に伴う環境影響をできる限り回避・低減するため、下記の事項について、所要の措置を講ずること。

記

1 統括事項

ア 事業の実施にあたっては、講じようとする環境保全措置を確実に実施するとともに、予測評価との比較を検証すること。

イ 国の動向等を踏まえて、更なる環境影響の回避・低減に努めること。

特に、カーボンニュートラルの実現に向けて先進的な温室効果ガス削減技術の導入等を検討していくこと。

2 各論

(1) 大気質について

ア 設備の稼働後においても窒素酸化物動態を監視することとし、特にダウンウォッシュ等の特殊な条件が起きやすい気象時はより環境への影響を注視すること。

イ 窒素酸化物においては光化学オキシダントの原因物質の一つであることを踏まえ、さらなる環境への負荷低減に努めること。

(2) 温風について

空気冷却復水器の稼働に伴う温風については知見が乏しいことから、講じよ



うとする環境保全措置の妥当性を確認した上で、適切な場所等を選定しモニタリングを行うこと。

(3) 騒音・振動等について

ア 稼働にあたり大きな騒音・振動を生じる施設（機械等）を多く設置する計画であることから、敷地境界及び近傍住居地において騒音・振動の測定を行うなど環境への影響について監視し、住居地等への影響をできる限り回避すること。

イ 低周波音について、近傍住居地などにおける予測結果が「よくわかる・不快な感じがしない」レベル以下とのことであるが、稼働後において現地調査を行うなど、環境保全措置の妥当性を確認すること。

(4) 生物多様性について

ア 対象事業実施区域内において、希少な鳥類や昆虫類、湿生植物などの生息が確認できたことから、工事や事業の実施においては、これらの専門家へヒアリングを実施し、可能な限り既存の生態系の保全に努めること。

イ 移植を行うピオトープについては移植後においても管理し、適正な措置を講ずること。

3 事後調査

本事業規模での空気冷却復水方式については設置の事例が少ないことから、施設の稼働後において事後評価を実施し、予測評価との比較を詳細に行うこと。

4 その他

ア 計画用地においては土壌汚染対策法第11条第1項に規定された形質変更時要届出区域に指定されていることから、形質変更を伴う工事を実施する際には、排水中に含まれる土壌由来の有害物質について、適切な処理及び放流水のモニタリングを行うこと。

イ 工事实施時等において発生した廃棄物は適正に処理を行い、可能な限り再資源化できるよう努めること。

ウ 本事業を進めるにあたっては、市民の理解が得られるよう、積極的な情報公開及び丁寧な説明に努めること。